

へき地学校教育支援事業募集要項

へき地学校教育支援事業は、交通条件及び自然的、文化的諸条件の厳しい離島に所在する学校の教育内容を充実することに寄与貢献するための教育振興事業です。東京支部では、平成 27 年度・28 年度と試行実施してきましたが、あらためて平成 29 年度～33 年度の 5 年間にわたり本格実施するものです。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会東京支部

2. 募集対象

「へき地教育振興法」に基づいた指定学校を対象とします（ただし、東京支部では、島しょ地区にある小・中学校および高校とします）。

(註)平成 27 年度・28 年度に助成を受けた学校も対象とします。

3. 期間

平成 29 年度～33 年度の 5 年間とします。

ただし、各校への助成は 5 年間で 1 回限りとします。

4. 対象事業

(1) へき地学校がもつ課題に対して研究・活動を行う事業

(例 少人数・小規模校における効果的な授業方法、学校行事等の研究)

(2) 地域や保護者及び近隣の学校および各団体と連携して行う事業

(例 運動会、公開授業、学芸会、地域のお祭り等のイベント、各団体との協賛事業)

(3) へき地学校の課題を解決するために備品・教材を購入し教育環境を整備する事業

(例 ICT 教材、体育用品、文房具、印刷用紙等の購入)

(註)東京支部が毎年募集している「一般教育研究助成事業」とテーマが異なれば、合わせて応募していただくことも可とします。

5. 応募条件

選考基準に基づいた研究・活動や事業を年度内に行う予定のある学校とします。

6. 助成金額

1校あたり5万円以内(予定)とします。単年度の総額で約50万円(10校程度)を予定しています。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- (1) 人件費(外部講師の謝礼は可)
- (2) 学校の一般管理費(例:公共料金の支払い等)
- (3) 懇親会等の飲食費
- (4) 研修参加費・旅費交通費(外部講師の交通費は可)
- (5) その他事業に関係ない講習会費、物品購入費等

※ 助成後、対象外費用に使用した場合や、提出書類(申請書や助成後に提出する報告書等)に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

7. 募集期間 平成29年4月6日(木)～平成29年6月30日(金)

8. スケジュール

平成29年7月の公益事業選考委員会で選考し採否の結果を通知します。

9. 応募方法

- (1) 申請書を日教弘東京支部に提出します。
(申請書は、東京支部ホームページより取得できます)
- (2) 締切は、平成29年6月30日(金)必着とします。

10. 選考

- (1) 選考方法
 - ① 東京支部公益事業選考委員会の選考後、助成対象校を決定します。
- (2) 選考基準
 - ① へき地学校がもつ課題に対して有益な研究・活動を行っているもの
 - ② へき地学校において有益な研究・活動を行っているもの
 - ③ 地域や保護者及び近隣の学校と連携して有益な事業を行っているもの
 - ④ へき地学校の課題を解決するために備品・物品を購入し有益な教育環境整備を行っているもの

11. 報告書の義務等

対象校は申請書の内容に従って助成金を使用します。使用する際には必ず領収書(コピー可)を取り、後日「報告書」と併せて提出してください。

報告書の提出については、対象者に別途お知らせします。なお、提出された報告書・資料等は、当会が公表できるものとします。

12. 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- (2) 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象者・学校の名前及び研究活動等を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

13. その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受けつけません。
- (3) 選考結果の情報および採否の理由についての問い合わせには回答しません。

14. 問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会東京支部
〒102-0074
東京都千代田区九段南 2-6-8
TEL 03-5210-4201(代表) FAX 03-5210-3953
URL <http://www.nitkk.com>